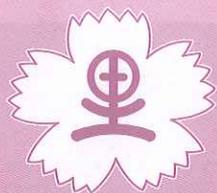


(財)全国里親会



里親だより

第87号

主な掲載内容

特集 全国里親大会+研究協議大会 in なら（奈良県天理市）*p.2～

2つの家庭で育てて 高橋成貴さん*p.8～

里親会訪問 富山県里親会*p.10～

NHK障害福祉賞最優秀賞を受賞して 鶴丸富子さん（京都市里親会）*p.12～

里親による虐待事件を考える*p.14～

児童養護施設による里親支援の取り組み*p.18～

家庭的養護の現状と行政の取り組み*p.21～

親権についての要望 青葉紘宇さんに聞く*p.24～

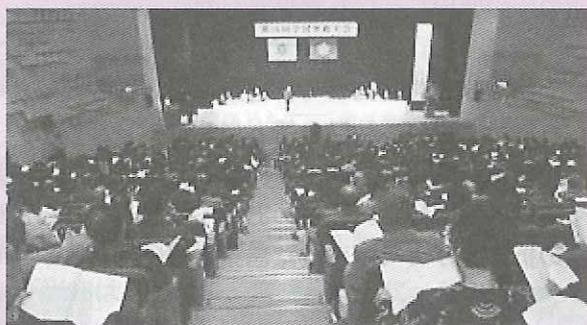
里親家庭の子どもたちのための進学情報 竹中勝美さん*p.26～

トピックス（平成22年10月～12月）

■奈良県で第56回全国里親大会を開催

昨年11月7日、奈良県天理市で第56回全国里親大会が開催されました。また前日には“里親研究協議会inなら”が開催されました。これらの模様を特集でお知らせします。

なお今年の全国大会は愛知県が開催担当県となり、10月1・2日、名古屋市の“愛知県女性センター”で開催される予定です。



全国里親会の様子（天理市民会館にて）

■全国里親会の動き

①国の公益法人改革に関連して、全国里親会は現在“公益財団法人”へ移行すべく許可申請の準備に入っています。進捗については随時お知らせしていきます。

②児童虐待が増加するなかで、親権を制限していく動きがあり、近く法制審議会から答申がなされる段階を迎えています。これに呼応して全国里親

会も親権問題委員会を設置して国に要望などをしてきました。委員長の青葉紘宇さんにお話をうかがいました。（本紙24ページ）

③“里親養育記録ノート”を作成、頒布しています。養育記録や研修、里親会での会合などを書き込むことができます。1セット500円で頒布しています。全国里親会までお問い合わせください。

④“第16回IFCO世界里親大会”が今年7月11日から15日までの5日間、カナダのビクトリア市で開催されます。全国里親会では独自に8日間のツアーを編成して参加する予定です。

■JX奨学助成に名称変更

これまでJOMO奨学助成として奨学金が提供されてきましたが、合併によって「JX奨学助成」と名称を改め、続行されます。

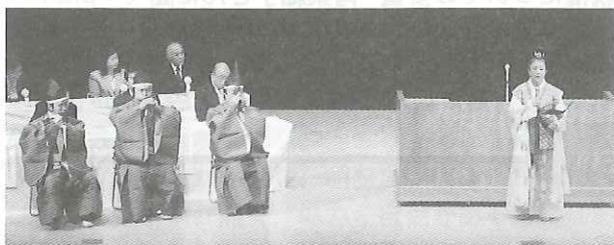
大学・短大・専門学校に進学を予定している里親家庭で暮らす20歳未満の児童が対象。10万円の奨学金が申請者全員に提供されます。昨年は195名でした。公募は間もなく始まります。

■日本財団からの整備助成

日本財団が実施している2010年度の“里親家庭の居住空間整備助成”の募集期間は2011年3月15日から3月31日（必着）までです。この事業は今回限りで終了となりますので、ご注意ください。

特集① 第56回 全国里親大会 奈良大会

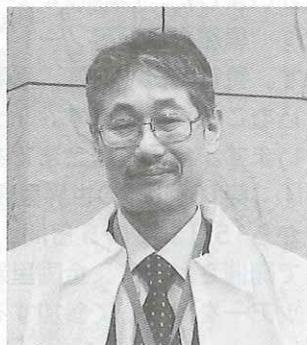
昨年11月7日(日)、奈良県天理市の天理市民会館（やまのべホール）において、第56回全国里親大会（奈良県大会）が行われました。平城遷都1300年祭と重なったこともあり、全国から集まった参加者は総勢800名を超え、例年になく盛大な大会となりました。その大会の様子を、参加した方々に報告していただきます。（構成 村田和木）



大会冒頭、故高松宮妃喜久子殿下の御歌を「万葉うたがたり会」主宰の岡本三千代さんが天理教音楽研究会雅楽部の伴奏にのせて、朗々とうたい上げました。



廣瀬清藏・全国里親会会長



城隆男・奈良県里親会会長

●大会スケジュール

- (1) 式典・表彰
- (2) 行政説明（厚生労働省家庭福祉課長）
- (3) 基調講演 テーマ「里親という生き方」

講師：森田ゆりさん

（エンパワメント・センター主宰）

(4)全体会議

- ①全国里親会現況報告 ②里親実態調査結果（速報）報告 ③里親の親権について ④2011年7月開催のIFCO（国際フォスターケア機構）カナダ大会についてのお知らせ

●基調講演を聞いて

里親という生き方を選んだ私は、親から育てても

らったことに感謝し、実子が育ってくれたことに感謝しつつ、里子達との生活に四苦八苦しています。私のこれまでの経験はもちろんのこと、それ以上に必要なものを模索しているうちに、森田ゆり先生に出会いました。

実は、森田先生の「アサーティブ・コミュニケーション」の研修を受けたときは、私自身の宿題が増えただけでした。研修の中で、私が提案した例題に対し、先生が「ちょっと置いときましょう」と言われたのです。そのときは、なぜだかわかりませんでした。その後で、先生はこうおっしゃったのです。「里親と里子の場合は、アサーティブ・コミュニケーションをする以前の問題があるのよね」。理解できなかった私は、その言葉をそのまま受け止めて、“宿題の小引き出し”にしまいました。

そして、今回、全国里親会で森田先生が里親について講演なさると知って、宿題の答えがわかるかもしれないと思い、私は心待ちにしておりました。

講演は、虐待、人権、多様性と里親について、浅く広い内容でした。先生のお話を傾聴しながら、研修の折にかけてくださった言葉を思い出してしまし



講師の森田ゆりさん

た。「もう、すでにやっぴらっしやるでしょう」。里子達とのやりとりの中で、やり方を工夫してみると、押してみたり、引いてみたり、怒鳴ってみたり、やさしかったり、褒めてみたり、けなしてみたり……。そのときの、その場のやりとりが、そして日々の生活が決して無駄なものではないと気づかされたのです。ゆっくりと時間をかけて、子ども達が「生きたい」という力に寄り添うことが、生きる力を育てていることなのだ、先生は教えてくださいました。自分への尊厳と相手への尊敬を忘れずに。そして、答えを焦らずに。

その日の帰り、偶然、天理駅のホームで森田先生をお見かけして、先程の講演のお礼とこれからのますますのご活躍への期待を申し上げたいです。

(報告：塩月澄子／大阪市里親会)

注：「アサーティブ・コミュニケーション」とは？

自分の気持ちを率直に伝えながら、相手にも気を配り、人間関係を無駄に損なうことなく、自分の目的を上手に達成するための会話術。



6日夜の交流会は、体育館ほども広い「第3食堂」で行われました。3000円の会費だったのに、食べ物も飲み物も十分で、「良かった」「満足した」という声が多く聞かれました。

●主催者から、参加者から

▶「当初は400人の予定だったのに、その倍以上も集まりました。託児を利用したお子さんは約130名。幼児さん、小学校低学年、小学校高学年のチームに分け、3種類のメニューを用意しました。みんな喜んで帰りはって、良かったです。今大会では、奈良県の方々、天理教里親連盟に大いに協力していただきました。スタッフの皆さんの奮闘が成功に至った大きな要因です。この成果を次のステップに変えていけるようにしたいですね」

(城隆男さん／奈良県里親会会長、大会実行委員長)

▶「研究協議会を含め、全体会議においても、質問や発言が多かったですね。参加者が自由に意見を

出せる雰囲気づくりが素晴らしかったです。大会を通じて、里親のエネルギーを感じました」

(平井光治さん／奈良県里親会副会長、大会監事)

▶「遷都1300年と重なって、盛大な会になりましたね。天理教の人たちは一生懸命にやっていて、交流会を含めて、素晴らしい大会だったと思います。大したものだと感心しました」

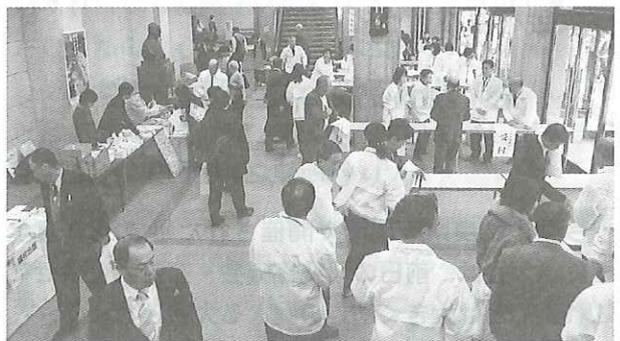
(石丸彰さん／北海道空知双葉里親会)

▶「小学校3年生の長男は自然観察コースに参加しました。知らないお友達もいましたが、すぐに仲良くなれたようで『すごく楽しかった〜』と言いながら帰ってきました。長女が入った幼児チームは、それぞれが自由に遊ぶ方式でした。でも、自由行動ばかりだと幼い子どもは飽きてしまうので、短時間でもいいから、みんなで一緒に手遊びをしたり、歌ったり踊ったりするプログラムがあっても良かったのでは？ 私としては、森田ゆり先生のお話が聞けたのが有意義でした。全体会議での質疑応答も良かったです。参加者全体で会議をする重要性を感じました」

(愛知県から参加した里母のMさん)

▶「今回はいつもと違って、次回の主催者という目で見えていました。スタッフをはじめ、主催者側がよく頑張っているなど感心しましたし、人と人とのつながりを感じました。スタッフが黄緑色のジャンパーを着ていたのも、誰がスタッフなのかがすぐにわかって、良かったです。見てみると、安心しました」

(次回開催地である愛知県の皆さん)



今大会では、揃いのスタッフジャンパーを着たボランティアの皆さんが大活躍しました。

▶「2日間ともお天気に恵まれて、本当に良かったです。お恵みですね。大会中は100人近い大勢のスタッフがよく動いてくれました」

(杉山公康さん／奈良県里親会理事、天理教里親連盟事務局)

▶「大会前日の研究協議会は大変充実していたと思います。講座Bでは、里親はお金をもらって子どもを育てているのだから、それなりの養育技術を身につけなければならないという内容でした。7日の全体会議では、東京都の里父さんが里親による虐待防止を熱心に訴えていたのが印象に残りました。里親は虐待をしてはいけない。それをどれだけ里親がわかっているのか？ と、皆さんの意識を問うていました」 (東京都から参加した里母のWさん)

▶「天理は交通の便が悪く、宿舎と会場の間も離れています。そんな条件の悪さをマンパワーで乗り切りました。皆が一生懸命、それぞれの役割を果たしたと思います。開催まではアクシデントもあり、会場も変更しなければなりませんでした。結果的に良かったですね。当初の案にこだわっていたら、今日の成功はありませんでした。今は、子どもを産み終わったような清々しい気持ちです」

(藤本忠嗣さん／天理教里親連盟委員長、高知県里親連合会会長)



天理教里親連盟委員長の藤本忠嗣さん(右)と天理教布教部福祉課の高見宇造課長(左)。大会が無事に終わって、ホッとした様子でした。

●大会を振り返って

思い出に残った奈良大会

御所伸之／全国里親会副会長

今回の奈良県天理市で開催された平成22年度全国里親大会は、前日の研究協議会・交流会と併せてこれまでとは大きく趣きの異なる大会となった。

一つは、参加者の多さである。遷都1300年祭にあたり、全国から大極殿を始め観光旅行を兼ねての

参加があったことと、多くの天理教関係者が家族とともに参加したことによる。特に、子どもの多さはこれまでになく圧巻であった。

二つ目は、交流会が信者食堂を利用した手作りの会場で、500名を超える参加があったことである。子どもが走り回る騒然とした雰囲気ながら、「これぞ里親仲間の集まり」といった感じだった。ここでは、大いに交流が図られたに違いない。

三つ目として、両日ともに全体会で演壇と会場からの質疑応答が活発であったことである。従来的一方通行が多かった内容から、相互のやりとりによる効果は大きかったと思われる。この中から「里親支援」「子ども手当」「親権問題」など、多くの課題が参加者に認識され、また論議された意義は大きい。

そして四つ目として、天理教という宗教本部施設での開催である。この件については、当初、教団から「里親さんには、仏教やキリスト教ほか他宗教の信者さんも多くおられる。全国大会の開催場所として異論が出るようであれば辞退したい」とお氣遣い頂いた。しかし、全国里親会の活動と宗教とは関係がないとしてお願いした経緯がある。

今回驚いたのは、通常は市内中で見られる信者のユニホームともいえる染め抜きの黒い法被姿が、会場内ではほとんど見られなかったことである。万事につけて宗教色を出さないようにお計らい頂いたことに感謝したい。

また、IFCOカナダ大会の説明の後、元里子の大学生から若者参加の支援を訴えた発言があり、大きな拍手がわいた。里親制度を次世代に伝える端緒として大事にしていきたい。

更には、会場から発言があった里親虐待問題についても、各里親そして全国里親会にとっても大きな課題として対応が求められるところである。

今回の盛大な奈良大会を振り返るとき、会場問題や想定外の参加者数など、多くの紆余曲折があったが、成功の裏には奈良県行政と奈良県里親会及び天理教里親連盟による1年余にわたる綿密な準備と多くのスタッフのご努力があった。

改めて、温かく支援して頂いた奈良県ならびに天理教教団、そして、担当して頂いた各位に感謝を申し上げますとともに、この大会で討議された諸課題について全国各地で議論が深まることを期待し、その結果として「1人でも多くの子どもたちが健全な成長発達を遂げ、幸せな家庭生活を送る」ことを祈念したい。有難うございました。

特集② 研究協議会 in なら

大会前日の11月6日(土)午後、天理教陽気ホールほかにおいて、研究協議会が開かれました。内容は、里親研修としてA～Dの4つの講座と、一般向けの公開講座、そして全体で一つのテーマを話し合う研究協議です。それぞれの講座に参加した方々に報告をお願いします。

(構成 村田和木)



A 「養親のための子育て」

● 講師：岩崎美枝子氏 (家庭養護促進協会理事)



私は大学院で、里親家庭での子どもの育ちについて研究しています。この分科会を選択したのは、近年里親家庭への支援が図られる一方で、養子縁組家庭への取り組みはどうであったかを知りたいと思ったからです。

この分科会では、平成20年度の児童福祉法改正で養育里親が社会的養護として明確に位置づけられたことで“養子縁組里親がどのようなものになったのか”というテーマが初めに挙げられました。

次に、TVドラマの事例やケースの紹介から、養子を育てていく際にどんなことが起こり得るのか、試し行動とその意味、思春期のこと、子どもが自身のルーツに向き合うこと、養親としての責任や覚悟などのお話を聞きました。最後に言われた“養子縁組は、社会的養護の子ども達にとって大事な制度であるが、現在でも社会的養護の中で高い位置ではない”という言葉が印象的でした。

養子縁組は、養子縁組を必要としている子どもたちにとって、永続的な人間関係を提供できる大切な制度です。しかし、子どもたちが養親や実親、自身の生い立ちについて、どのような想いを持ち、どのように納得していくのか、また、養親としてどのように養子に向き合うのかには困難な点も多くあり、里親家庭と共通する課題と、養子縁組家庭特有の課題があると考えられます。縁組を結んだ後も、可能

な限り、子どもの成長や気持ちに寄り添った支援が必要であることを、この分科会を通して学びました。

(草野慧子/大学院生/東京)



B 「子どもとの関わりが変わる子育て」

● 講師：堀健一氏 (あゆみの丘副園長)

小学生のころまで、楽しい子育ての日々が続いてきましたが、子どもが思春期になり、お金遣いが荒くなったり帰宅の時間が遅くなったりして、養育する方としてもここは一つの試練の時かな、と感じています。



研究協議会に参加して、「子どもとの関わりが変わる子育て」というタイトルに惹かれて、迷いなくB講座を選びました。最近、関わりに対して自覚的に取り組んでいかなければ、と思っていたからです。

堀先生は開口一番「問題行動への対応が最も難しい」と切り出しました。放っておくとネグレクトになるし、強制的にやらせようとする攻撃になる、いずれにしても関係は悪くなる、と言うのです。まさしく私の関心の核心を突く言葉です。

それから、そのどちらでもない、肯定的なしつけとはどんなことかについて具体的に話しました。いちいち頷けることばかりです。

ところが、ダイエットと同じで、知識として理解しているだけでは解決にはつながらないのです。コモンセンスペアレンティングをワークとしてしっかり身につけ、実践していく必要があります。知識としてではなく身体で理解していくのは、簡単なこと

ではありません。

ひとつ、なるほどと思ったことがあります。呼び捨ては虐待につながると言うのです。しばらくは愛称で呼ぼうと思いました。(H・K/千葉県/養育里親)



☑「一人で抱えない子育て」

● 講師：津崎哲郎氏（花園大学教授）



私は6歳から18歳まで児童養護施設で育ち、退所後は相談相手がいないことで、いろいろなことに困りました。しかし、大阪にある「CVV」という当事者団体と出逢って、困ったときには相談でき、また乗り越えていく力がついてきました。これからは、私が相談にのったり、力になれるような関わりを持ちたいと考えています。

以前から、同じような境遇にある子どもたちがどのような環境の中で育っているのかに興味があり、また、里親について触れる機会が少なかったので、友人に誘われたのをきっかけに、今回初めて里親の大会に参加してみることにしました。

講座では、子どもの数は減ってきているものの、社会的養護を必要とする子どもが増えているということが話されていました。しかし、児童養護施設では子どもの数に比べて職員の数が少ない現状があり、個別ケアが難しかったり、課題は多いようです。

次に、参加者を5～6人のグループに分けて「試し行動と思春期」をテーマに語り合いました。私の入ったグループは、里親歴1年の方と里親歴ウン十年のベテランの方、そして元里親の方の3人がいろいろなエピソードを話してくれました。正直に言うとは、3人が話し始めたときは「テーマに合っていないのでは？ これって愚痴を聞かされてる？ こんな人たちが里親をしているの？」なんてことを思いました。けれども、里親さんが里子ちゃんの試し行動と思春期時代を乗り越えるには、並大抵の根性では通用しないことが伝わってきました。

里親大会に参加して、子育ての大変さを里親だけで解決しようと頑張ってる方がたくさんいることを

知りました。相談できる窓口がたくさんあれば、里親さんも安心して子育てできるのではないかと思います。また、里子となった子どもの育つ環境を整えることも大事だと考えますが、その子どもの実の親の家庭環境はどんなものなのか気になりました。同時に実の親の家庭環境も見直していければ良いなと思います。子どもが育つ環境についていろいろ考える機会になり、参加してよかったと思いました。

(志村千秋/看護師/大阪市)

注：CVVとは？

大阪市を拠点としている社会的養護の当事者団体。Children's Voices and Views（子どもたちの声と意見）の頭文字をとったもの。社会的養護で育った経験のある若者たちの居場所づくりをしている。



☑「里親と施設・地域での子育て」

● 講師：山縣文治氏（大阪市立大学教授）



講座の導入部でカモシカのイメージを問われたが、ほとんどの人が間違っていた。分かっているようで分かっていないのがカモシカ

であり、現代の親子が置かれている状況であることを知らされた。

熊本市の慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご」のその後についても話があった。2年4ヵ月の間に51人の利用があり、そのうち県外からの利用が38人もいることを知った。県外から預けられた赤ちゃんの行き先は、施設が26人、里親はたった4人と知り、少々残念である。熊本県内の子どもは13人中8人が里親に引き取られている。この差は何を物語っているのだろうか？

この話を聞いたうえで、「ゆりかご」を肯定するか否定するかを全員で10段階評価をした。この講座では肯定する人が多かった。この傾向は他でも見られるそう。その後、「ゆりかごの子どもを委託されたら」という仮定で、グループに分かれて考えたが、私たちのグループでは真実告知の話が多くなった。

グループ討議の後はいよいよ本論に入り、児童相

談所・施設・学校・地域との関係をグループ討議した。1グループ9人では少々多すぎて、十分に話を聞き出せずに終わった。他のグループの話も聞かなかったので、私としては本論の部分をもっと集中的に掘り下げる講座であってほしかった。

(松山清／兵庫県里親会連合会)



■ 公開講座「知ってほしい里親のこと」

● 講師：庄司順一氏（青山学院大学教授）



子どもの成長を支える里親さんの活動に共感を覚え、個人として何か支援ができればと思っていた折に公開講座の開催を知り、里親

のことを地域に知ってもらうためにはどんな働きかけが効果的なのかを伺いたく、参加させていただいた。

里親制度の課題は「制度そのものの認知度の低さ」「里親養育の困難さを支えるサポートの薄さ」と受け止めた。養育上の課題の中では中途養育の困難さが印象に残った。里親の責任でもその子の責任でもない過去に向き合い、日々の対応の責任を負う里親の姿に親としてのあるべき姿を見たように思う。

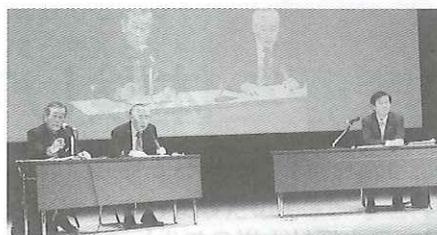
行政からの支援も十分でないのがわかった。児相の多忙さや、専門家が育ちにくいシステム上の問題があるのなら民間団体の育成が必要だろう。ただしそれが行政のコスト削減を優先した流れとならないよう、子どもの将来をしっかりと考えた理念のある施策として進めてほしい。

当事者の体験として里親家庭の様子や養育の奮闘ぶりを知ることは強く心に響く。私も今日学んだことを家族や友人・知人に話したり、自分にできることをしたい気持ちで一杯になった。個人の意識が少し変わるところから地域での理解が広まり、里親家庭の支えにもなっていくのだと思う。それが具体的に「社会全体で子どもを育てる」ことになるのではないか。会場に多く見られた若い世代を含め、このような里親制度を学ぶ機会を提供すること、具体的な課題を知らせる取組が有効だと思われる。

(新田清〈わたる〉／静岡市)



■ 研究協議：「里親の支援について」（支援機関への期待）



右から、高橋俊之氏（厚生労働省家庭福祉課長）、木ノ内博道氏（千葉県里親家庭支援センター理事長）、御所伸之氏（全国里親会副会長）

平成21年4月から施行された改正児童福祉法により、里親を支援することが都道府県の責務として位置づけられ、この里親支援の業務を社会福祉法人やNPO法人などの機関に委託できるとされました。

子どもの最善の利益を考えると、里親が行おうとする里子の養育に対して社会的支援を受けるわけであり、里親と支援者の関係は互いが協働して行うべきものです。ただし、養育の主体は里親であり、支援者はあくまで支援する側で、主客転倒したものであってはなりません。また、支援者は単なる行政の下請けではなく、里親に対する理解が深いものでなければならないと、私は考えています。

そのためには、里親会もしくはそれに近い機関が里親支援を担っていくべきだと考えていた折に、今回の研究協議がありました。全国里親会の木ノ内理事による議題説明、そして会場からの熱い発言を聞く中、私と同じ考えを持っておられる方が複数おられることに勇気づけられると共に、私なりの里親支援機関に対するイメージが膨らんできました。

滋賀県里親会では今年度から、「里親のあり方検討委員会」を立ち上げ、毎回テーマを決めて論議を重ねていますが、この委員会に私の里親支援機関に対する考えを提案する予定です。

また、里子の18歳以降の自立支援についてですが、木ノ内理事の説明によると、就職せずに大学または専門学校へ行く里子は、20歳に達する日までの間、継続して委託を受けることができるとのこと。現在、同居している22歳の元里子のときにはかありませんでしたが、今後、県内で同事例がある場合は強く児相に訴えていこうと思っています。

最後に、全国の里親が一堂に会し、一つのテーマを決めて論議する機会が少ないので、今後もこのような企画を年1度はやってほしいと願っています。

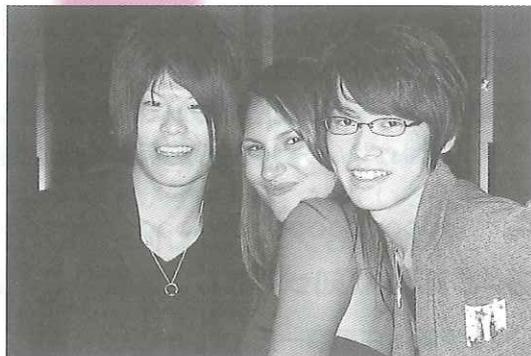
(村田 潔／滋賀県里親会)

里親家庭で暮らす子ども

高橋成貴さん（左）。2009年のIFCO
アイルランド大会にて。大会のユース（若
者）部門で出会った仲間たちと

2つの家庭を体験して

なりたか
高橋成貴（日本福祉大学3年生）



私は18歳までに2つの家庭に委託されました。最初の家庭に委託されるまでは、乳児院にいました。知らないおばさんが私の所に何回か訪ねてきて、一緒に遊んだり、お話をしたり。「誰だろう？ このおばさん」と思いながら遊んでいると、いつの間にか、乳児院を退所する事になっていました。季節はクリスマス。乳児院にサンタの格好をした職員がプレゼントを一人ひとりに配っているところでした。もらったおもちゃのゴルフセットを片手に里親さんの家に行ったのを良く覚えています。

母（里母）は私をとて可愛がってくれたと思います。膝の上に乗せて歌を歌ってくれたり、手をつないで父（里父）を迎えに行ったりしました。しかし、私が5歳になったとき、突然弟が来ました。誰かも分からないまま、おもちゃは取られるは、お母さんを取られるはで、弟とはケンカばかりしていました。私は小さな頃から、「あなたの実のお母さんは死んでしまって、お父さんは行方が分からないから、今は私たちが代わりの親なんだよ」と言い聞かされていました。しかし、弟のことは初めて知ったので、いきなり兄になるなんて違和感だらけでした。

小学生になると授業参観がとても嫌でした。なんせ自分の親だけ白髪だし、誰が見ても「おばあちゃん」だったから。クラスメートに説明するのも嫌だったし、「お前、親いないんだ」と苛められるのが怖かったからです。家では時間を守れなかったり、勝手に物を食べたりして、叱られてばかりでした。この頃から、「何で自分には親がないんだ」「本当に生まれてきて良かったのか」と感じていました。

中学生になると反抗期で、母と毎日ケンカしました。ケンカのたびに家の壁には穴が開きました。周りに味方がいなかったのも、唯一、私の話を分かってくれていた友達の所へ家出をしたり、学校を終わってもその友達とゲームセンターへ行ったり、ぶら

ぶらしたりして、帰宅するのが夜8時とか10時になる事が多かったです。母に「こんな時間まで何してたの？」と怒鳴られると、「部活だよ～」と嘘をついていました。まあ、学校に電話されてバレてましたが……。叱られるたびに、「こんな家来たくなかったわ～」「血のつながった本当の親ならこんなにケンカしなかったし、こんなに荒れなかったわ」と怒鳴り散らし、しまいには「うっせー、クソばあ、死ぬ、ぶっ殺すぞー」と、本当にめちゃくちゃでした。

母もムキになって、一方的に私を押さえつけるので、争いが絶えませんでした。当時の私は自分のことを世界で一番不幸だと思っていました。誰にも理解されず、孤立した人生。唯一の味方だった友達とも「もう遊ぶな」と言われ、何度も「殺すぞ」と思っていました。

母は昔の人なので、お小遣いもなく、くれても月に300円だけでした。到底足りないもので、母を脅したり、「学校の教材を買うから」と嘘をついて、小遣いを調達していました。それも貰えなくなると、母の財布からこっそり盗むようになりしました。怖いもので、1回やると止められなかったです。でも、警察のお世話になるような事はしませんでした。高校進学に響いたら嫌だったからです。

毎日母とケンカしながらも、高校には何とか通っていたのですが、母は精神的にも身体的にも限界が来て、狭心症になってしまいました。それを機に大阪に住んでいる母の実子が里親登録をしてくれて、委託変更になりました。それが2人目の里親です。委託された後も、前と同じように「お兄ちゃん」、お嫁さんを「お姉ちゃん」と呼んでいました。

ケンカ別れのような感じで家を出たので、最初の3ヵ月は、母から電話があっても居留守を使って、口も聞きたくありませんでした。新しい生活が始ま

って落ち着くと、長い休みには毎回、母の元に帰省してました。まあ、毎回ケンカして帰って来るのですが……。

2人目の里親であるお兄ちゃんは熱心で、私の意見に耳を傾けてくれる人でした。しかし、この人はこの人で口うるさいし、話が長いし、大変でした。おまけに昔、柔道やアメフトをやっていたので体格が良く、暴れるなんてことは出来ません。でも、私と一番向き合ってくれる大人でした。委託変更してくれたのも、新しい高校を探してくれたのもこの人なので、とてもありがたかったです。ここの家庭では「自立」を教えてくれた気がします。

高校3年生になって、進学か就職かで、すごいもめました。私は苦勞することが嫌いなので、「受験勉強しなくていいから、就職するわ〜」と宣言したかと思えば、「やっば進学するわ〜」とコロコロと意見を変え、苦勞することを先延ばしにしていました。そのたびにお兄ちゃんから進路指導があり、夜中の3時まで話し合ったこともあります。

受験勉強を真剣にやり始めたのは高3の11月からです。大分遅れてのスタートになりました。朝7時50分に学校へ行き、帰ったらすぐ勉強開始。早朝までやっていました。人生で1番勉強しました。周りのおかげでなんとか4年制大学へ進学する事ができました。合格を知ったとき、私と兄は嬉し泣きをしました。母に知らせると、とても喜んでくれました。しかし、これが最後の親孝行になったのです。帰省するたびに母は元気がなくなっていました。

大学生活に慣れ始めた5月の「母の日」、母に電話をしました。「どうしたの?」と聞かれたので、「あの一、今日母の日だからさ〜」と言うと、母はひねくれ者なので「誰かに電話しろって言われたんでしょ?」と言うのです。素直じゃなかったけど、喜んでくれたので嬉しかったです。そのとき入院すると知らされました。「検査入院で短期間だけ」と言っていたので安心しきっていましたが、5月下旬、突然兄から電話がかかってきて、「お母さんの余命が、もって今年いっぱいなんやって」と言われました。いきなりの余命宣告に声も出ませんでした。あんなに元気だったはずの母なのに何故? 全く実感が湧きませんでした。

しかし、お見舞いに行くたびに母は弱っていました。「お金、大丈夫?」と心配してくれて、くれるはずのないお小遣いをくれました。でもなぜか、すっごく貰いにくかったです。兄から電話がかかってくるたびに、母の余命が短くなっていきました。最

初は今年いっぱいだったのに、半年、3ヵ月、1ヵ月と……。7月中旬、兄から「急いで病院に來い」と電話がありました。駆けつけると、母が最後の薬を飲むところでした。身体中がボロボロになっていて、モルヒネを投与しました。母はその日のうちに息を引き取りました。

私は今までにないほどの涙を流し、とても悲しかったです。やっと親孝行が出来ると思ったら、突然いなくなってしまったのです。なぜ、もっと親孝行をしなかったのか、とても後悔しました。孝行のしたい時分に親はなしとは、まさにこの事です。ずいぶんケンカもしたけど、この家庭に来て本当に良かったと思えた瞬間でもありました。今では、お互いあのときのことを許しあえたと思っています。

母が死んでから、本当の気持ちで「ありがとう」と思えるようになりました。母との約束——「20歳になったら、一緒にお父さんを探そうね」は果たせなかったけど、母は本当の母以上に母でした。文章で伝えるのは難しいですけど、母には本当に感謝しています。思春期で荒れていたときだって、どこに矛先を向けたらよいのか分からないモヤモヤを、真正面から受け止めてくれた人だから。失ってから気づくことが本当にたくさんありました。

私は現在、大学3年生です。本当に多くの人達に支えられて今があります。「食べ物に困っている」と言えば、お米を頂いたり、野菜を送ってくださる方がいたり、一人ではないことに気づかされます。大学では福祉を学んでいて、社会福祉士の資格を取れるように励んでいます。

2009年夏にはIFCOのアイランド大会に参加させていただき、世界中の里親家庭で育った当事者の人達と交流する機会が持てました。自分には1人ではないことや、世界中の子どもの問題はさほど変わらないのだと感じて帰ってきました。私は里親家庭で育って良かったと思っています。やっぱり帰る場所があるので! それに、里親家庭で育ったから今の夢があると思います。

私にはやりたいことがあります。20歳までの措置延長を全国共通にすること、里親をペットと一緒にしないで欲しいこと、当事者や子どもの声を聞く環境を整えることです。もっともっと当事者同士が語り合い、皆がみんなを支えあえるネットワークを作りたいと思っています。IFCOの大会に参加して思いましたが、子どもたちはメッセージを發しています。私はそのメッセージを理解し、受け止めていきたい。だから、残りの大学生活も頑張ります。



里親会を 訪ねて

富山県里親会

里親支援機関事業の創設に伴って、富山県里親会は今年度から新体制になったそうです。どのように変わったのか、2010年度から会長になられた釜土美紀さんに、里親会の現状について、率直に話していただきました。以下は釜土さんのお話です。

(報告・三輪清子)



事務局が児童相談所から乳児院へ移行

改正児童福祉法によって、2009年度から民間の機関も里親支援ができるようになりました。富山県では、この里親支援機関事業をめぐる、さまざまな議論の末、富山県立乳児院（日本赤十字社富山県支部が受託）が里親支援機関事業を引き受けることになりました。

それを機に、里親会では体制を新しくすることになりました。里親会の事務局はそれまで児童相談所に置かせてもらい、その業務も児童相談所の職員が担って来ていましたが、事務局も乳児院に移転することになりました。



富山県里親会の4部会

新体制ではこれまでにあった広報部会、レクリエーション部会、教養部会に加え、新たに総務部会をおいて、4部会としました。

総務部会では、里親会の全体的なことや事務を担っています。新体制になったことで、総会開催やその際の委任状、その他の事務をよりオープンにすることを意識するようになりました。なお、業務は里親

会のメンバーがボランティアとして行っています。

広報部会では「たけのご通信」を発行し、レクリエーション部会では、里親子が参加するキャンプを企画、実施しました。教養部会では「里親の本音を語る会」を開催しました。

「里親の本音を語る会」を実施したことは、大きな意味があったと思っています。乳児院でも、里親支援の一環として「里親サロン」を開いていますが、養育相談をはじめ、児童相談所の職員への質問が多くなってしまう。そこで、もっと里親同士の交流を深め、お互いに助け合っていく体制をつくっていく必要を感じ、「里親の本音を語る会」を開くことにしたのです。

2010年度は3回実施しましたが、「語る会」は大変好評で、来年度は回数を増やすことも検討しています。「語る会」では、児童相談所に対する意見や要望も多く出ました。私は会長として、これらの意見を吸い上げ、里親会としての発言をもっとしていかなければならないと考えています。



養育里親の開拓と里親への子どもの委託

国は2014年までに里親等委託率を16%にするという数値目標を立てています。しかし、富山県においては、2009年時点の里親委託率は7.6%、登録里親家庭は、現在58組です。地域性も考慮すると、養育里親の開拓は難しいのではないかと悩むこともあります。しかし、少しずつ道は開けてきていて、その証拠に、昨年度は若干ではありますが、登録里親数が増えました。

また、去年の秋、里親制度の普及啓発を図ることを目的とし、県・里親支援機関・富山県里親会が共同

●富山県里親会のデータ●

設立：昭和29年「富山県呉東里親会」創設
昭和53年「富山県里親会」設立
平成12年「富山県里親会」の一本化
(支部制を廃止)

登録里親数：58組

委託児童数：14名

ファミリーホーム：1ヶ所（6名）

主な活動：たけのご通信の発行（年4回）、キャンプ（1泊）、「里親の本音を語る会」開催、里子進入学・就職激励会、里親関連の大会への参加

で、青山学院の庄司順一先生の講演会を開催しました。講演会の後、氷見市の関係者から、「氷見市でも里親制度の説明会を開きたい」という申し出がありました。何事もやってみれば、新しい方向性が見えてくるのではないかと手応えを感じています。

また、委託についても、増やせるのではないのでしょうか？ 乳児院にいるお子さんを見てみると、実親の面会があっても、結局は家庭引き取りにはならず、児童養護施設へと措置変更になってしまう子どもたちが少なくありません。彼らが家庭での生活を知らずに大人になってしまわないためにも、ぜひ里親に委託してほしいと思います。



富山県里親会の課題

富山県里親会の課題のひとつは、新体制になってから事務の量が増え、会で行える活動が少なくなったことです。これまで、偶数月毎に発行していた「たけのご通信」を年4回の発行に減らしました。去年までは、キャンプのほかにも里親子で宿泊研修を行っていましたが、これも断念しました。仕事を分担し、個人個人の負担の軽減を図っていますが、より工夫が必要だと感じています。

もうひとつの課題は、里親支援機関と児童相談所、里親会の連携についてです。事務局が乳児院に移転したことにより、物理的にも心理的にも児童相談所と距離が出来てしまいました。一方、里親支援機関である乳児院とも、なかなか思うようには足並みがそろわないことを感じています。



課題の克服に向けて

富山県里親会の中では、里親会としてNPO法人等を創設すれば、ボランティア的に行っている事務の問題を克服でき、さらに里親会の活動を広げるなど、より一層の発展の可能性が開けるといふ案もあります。

私としては、里親支援機関と児童相談所、里親会は、3つの円の重なり合う部分が、正三角形になるべきだと考えています。

これまで、里親会が児童相談所に多くを頼って

きたことは否めず、現在里親会がおかれている苦境

里親会・児相・
支援機関の重
なる部分は、
正三角形



富山県里親会会長 釜土美紀氏

は、そのツケが回ってきたからかもしれません。でも私たちは、今回の大きな変換は、里親会自らが自分たちの活動について考えるいい機会であるにとらえています。

NPO法人等を設立することも念頭に置いているのですが、もう少し里親会としての力を蓄える必要があると考えています。また、NPO法人等を立ちあげただけで全てがうまくいくとは思っていません。これまでとは違い、児童相談所とは別個の民間団体となるので、児童相談所との関係づくりが、より難しくなる可能性もあります。

私は、里親会を先輩たちが築いてきたものを守り、後世に引き継いでいかななくてはならない会であると位置づけています。富山県里親会は今、大きな変換点に立っています。だからこそ『満員電車に乗らないで、空いた電車に乗ろう』と私は言いたいのです。満杯に詰まった場所ではなく、広々とした空間で伸びやかに考え、新しいことに挑戦していこうという意味です。



取材を終えて

以上のような釜土さんのお話を聞き、私(三輪)は、富山県里親会は、新体制になったことで、よりまとまっていくように感じました。里親会の活動をオープンにしていくことで、会員自身が里親会を盛り上げていこうとする気持ちや里親の普及啓発につながっていくと思います。また、里親同士が「語る会」で本音を語り合うことによって、里親として、どのような点について要望を出していくべきなのか明確になるのではないかと思います。富山県里親会は、課題を自覚し、それを前に向かう原動力へと変えていこうとしているように見えます。

私の養育体験

京都市里親会 鶴丸 富子



このほど、京都市里親会長の鶴丸富子さんの養育体験が「NHK障害福祉賞」の最優秀賞を受賞しました。これは障害のある人自身の体験記録や障害児・者の教育や福祉の分野での優れた実践記録に対して贈られるもので、応募作品409編のなかから選ばれたものです。鶴丸さんから「私の養育体験記」をお寄せいただきました。

支えられて

養育里親として初めて里子を迎え入れてから、13年になります。3番目に預かったのが3歳のダウン症児のナナ（仮名）でした。ダウン症児の養育は、障がいが誰の目にもわかりやすいので「大変だね」とか「偉いね」とか言われるのですが、実際にはそう難しいものではないと思っています。

障がいのある子どもの子育てには、里子とか実子とかに関係なく、ハンディキャップに対しての支援があります。親の会もあり、教育現場でも、医療の面でも、行政の分野でもさまざまな支援体制が機能しています。経済的支援もあり、実生活でも行動支援のヘルパーさんに必要なところを助けてもらえます。

このように、差し伸べられる支援の手が健常児に対するものよりもはるかに多いので、家庭にあっても子育てが密室化しにくいという特長があり、「孤立」とは無縁でいられます。また、よく手をかける必要がある分、親子関係を密に結びやすいともいえるでしょう。

愛着の確立

ナナの子育てで大変だったのは、障がいよりもむしろ愛着の問題でした。『お母さん以外の人なら、もっと優しくしてくれるんじゃないか』と、いつもキョロキョロしている感じで、しっかりつかんでおかないと誰にでもついて行ってしまいそうな不安がつきまとっていました。

わが家の前には墓地があります。お墓参りの家族連れが「キャ～！ 車の中に知らない子が乗ってる！」と大声を上げるのを何回聞いたことでしょう。「すみません、うちの子です」と平謝りでした。

道ですれ違う人やスーパーのレジで隣に並んだ人が、ニコツとして「おはよう」とか声をかけてくれただけで「一緒に行く！」としがみついて、私に向かって「いや！ あっち行って！」と大声で拒否するので、しょっちゅう騒ぎになっていました。

そんなナナでしたが、確かな愛着を見せてくれる出来事がありました。小学4年生の夏休みに鴨川の飛び石で水遊びをしていた時のことです。帰ろうといっても「いや！ もっと遊びたい」と動かないので、「もう知らない！」と、ナナに背を向けてさささと土手に上がってしまいました。

土手の上から見てみると、いつもならチャンス！とばかりに逆の方向に行ったり、他の家族の中に入っていかうとするナナが、その時は、ほかの人に目もくれず、必死になって私の後を追ってきました。「置いて行かれない！ 自分がついていくのは、この人しかいない！」と確信している必死さでした。初めて絆の糸が繋がった気がして、『この光景はもう一生忘れないだろうな……』と思うほどのうれしさでした。『7年かかって、ここまで来たんだ』と、しみじみしながら、一直線に私のほうに向かってくるナナを眺めていました。

この日を境にナナが変わりました。ナナのほうから気持ちで寄り添ってきてくれるので、手を放して歩いていても安心です。ナナを追い回すストーカー状態から解放されて、私の子育てが一気に楽になりました。



共に生きる

今、ナナは12歳、6年生です。ダウン症であることは変わらないけれど、地域の小学校の特別支援学級で自分に合った教育を受けながら、のびやかに成長しています。

ナナとの出会いによって、私の人生も以前には考えられなかったほど豊かなものになりました。ナナが「お母さん、お母さん」と一途に慕ってくれるので、毎日がほんとうに幸せです。

ナナのように障がいがあっても、里親家庭で普通に育つことができることを、多くの人に知ってもらいたいと考えてNHK障害福祉賞に応募しました。最優秀賞という結果にびっくりしています。



入選作品集が発行されました

第45回「NHK障害福祉賞」の入選作品集が発行されました。1部800円（送料込、切手代用可）で実費頒布されておりますのでご希望の方は下記にお申し込みください。

〒150-0041 渋谷区神南1-4-1 第7共同ビル

NHK厚生文化事業団「NHK障害福祉賞」係

☎ 電話 (03) 3476-5955

里親による虐待事件を考える 2つの裁判を傍聴して

昨年（2010年）11月5日、大阪地方裁判所で、預かっていた5歳の女の子に激しい暴行を加え、重傷を負わせたとして、30代の里母に懲役3年・執行猶予5年の判決が言い渡されました。

里母による虐待事件としては、2002年11月、栃木県宇都宮市で起きた韓国人の里母による傷害致死事件があります。当時40代だった被告には懲役4年・執行猶予なしの実刑判決が下りました。

この2つの事件の公判を、すべてではありませんが傍聴した私は、2つの事件には共通点があると感じました。

私は2003年春に里親家庭の取材を始め、全国の里親さんに会ってきました。ほとんどの人が「子どもを育てたい」「子どもたちの役に立ちたい」という思いから里親登録をし、血縁のない子どもたちに家庭を提供しています。善意から里親になった人が預かった子どもを虐待し、犯罪者になってしまう。こんな悲しいことはありません。

何よりも里親に委託される子どもたちの安全のために、2つの事件が照らし出す課題を皆さんと共有したいと思います。（村田和木／ライター）

宇都宮事件

まず、2002（平成14）年秋に起こった宇都宮事件から説明します。なお、この部分を書くにあたっては「宇都宮事件を考える会」のホームページを参考にしました。

事件の概要

02年11月1日深夜から3日の未明にかけて、韓国人の里母Aさんが、3歳の女の子を自宅の居間やトイレで複数回にわたって殴打。女の子は強く叩かれた勢いで壁や床に頭を打ちつけ、意識不明になりました。Bさん夫妻は119番に通報し、女の子は病院に救急搬送されましたが、急性硬膜下血腫のため亡くなりました。死亡を確認した医師が女の子の全身にたくさんのあざがあるのを発見し、警察に通報。Aさんは暴行の事実を認め、緊急逮捕されました。

初公判は03年2月。5回の裁判を経て、10月に懲役4年の判決が下りました。その後、弁護団が結成され、執行猶予を求めて控訴しましたが、翌04年6月に上告は棄却され、刑が確定しました。



宇都宮
地方裁判所

事件までの経緯

1 最初に兄が委託された……

加害者となったAさんは1988年に日本人男性と結婚するまで、幼稚園教諭として9年間働いていました。結婚後も夫婦で韓国に住んでいましたが、日本に住む夫の父親から「事業を手伝ってほしい」と頼まれ、98年に日本に来ました。

Aさん夫妻は子どもができなかったことから、翌99年秋に栃木県に里親申請をし、2000年2月に認定登録されました。

01年12月、乳児院で暮らしていた当時3歳の男の子が特別養子縁組を前提に委託されました。男の子はおとなしく優しい性格で、Aさんも子育てを楽しんでいました。

被害に遭った女の子は、男の子の1歳下の妹です。兄が委託された4ヵ月後、児童相談所は妹の受託を打診しました。Aさん夫妻は乳児院に面会に行きましたが、妹はAさん夫妻を見ると「イヤダー、イヤダー」と泣き出し、なかなか慣れることがありませんでした。妹は言葉を発することが少なく、専門家の診断では「同年代の子に比べて、発達が1年遅れている」とのことでした。

迷いはあったものの、男の子の妹への思いが強かったことと、「兄妹は一緒に暮らしたほうがいい」という考えから、Aさん夫妻は妹を引き取ることを決めます。交流期間は2ヵ月でした。

2 高まっていったストレス……

妹がAさんの家で暮らすようになったのは、02年6月中旬。正式委託は1ヵ月後でした。

Aさんは兄妹の愛くるしい姿を見て、とてもうれしかったそうです。しかし、次第に不眠に悩むよう

になり、疲労が蓄積されていきました。9月には急性胃炎になって病院へ行き、翌月には胃潰瘍と十二指腸潰瘍の診断を受けました。

ストレスの原因は、女の子が突然泣き出し、泣きやまなかったことです。女の子との会話も成り立ちませんでした。女の子も、Aさんの日本語が理解しづらかったかもしれません。Aさんは日本語が堪能ではなく、来日してから夫との会話はずっと韓国語でした。日本では、夫と彼の家族以外に親しく話せる人はいなかったそうです。

そのうち、Aさんは女の子が泣くと動悸が激しくなり、寒気やふるえに襲われるようになりました。夫は仕事で忙しく、2人の子どもの育児と家事はAさんが一手に引き受けていました。心身ともに疲れ果てたAさんは、早く泣きやんでほしくて女の子を叩いてしまうようになったと言います。

「叩くのは悪いことだ」という自覚があり、叩いた後は泣いていたというAさん。しかし、暴力を止めることはできませんでした。

3 そして、事件は起きた……………

事件のきっかけになったのは、皮肉なことに児童福祉司による家庭訪問でした。家庭訪問は11月1日。訪問の打診は9月くらいからありましたが、Aさんが夫の同席を希望したため、夫の仕事の都合で訪問を受ける時期が遅くなりました。

Aさんは夫を通じて、女の子が泣くこと、自分の体調が悪いことを訴えました。しかし、児童福祉司の返事は「来年になったら、里親が大変なときに助けてくれる制度ができます。だから、いまはつらくとも我慢してください」というものでした。でも実際は、厚生労働省が約2ヵ月前の9月5日付けで、「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施について」という通知を、全国の知事や指定都市の市長宛てに出していたのです。児童福祉司がそれを知らなかったのは、大きな不幸でした。「もう少し我慢してください」と言われたときの気持ちを、Aさんは公判で（通訳を通じて）こう語りました。

「大変なときは助けてあげます、見てあげます、という言葉が期待していたが、言ってもらえなかったので、その後は言葉を失ってしまいました」

女の子への暴行がエスカレートしたのは、その日の夜からです。そして2日後、Aさんは女の子を殺してしまいました。

大阪市の事件

事件の概要

2009（平成21）年10月、大阪市内の30代の里母Bさんが5歳の女の子の下腹部に重傷を与えたとして、傷害容疑で逮捕されました。

事件が起きたのは約5ヵ月前です。女の子が出血したため、Bさんが病院に搬送。傷を見た医師は「故意に傷つけられたと見られる」と診断しました。また、女の子のほぼ全身に殴られたような跡があったことから、病院は女の子の実母（当時26歳）に連絡、実母が警察に通報しました。一方、Bさんは児童相談所に電話をかけ、「大変なことをしてしまった。里親として失格だと思う。叩いたらけがをさせてしまった」と泣きながら報告しました。

女の子のけがは全治約2ヵ月。一時は治療のために人工肛門を付けるほどでした。精神的なショックは非常に大きく、入院は半年以上に及びました。精神的な後遺症は深刻で、通院は今後も続けなければならないそうです。

事件までの経緯

1 ファミリー・サポートから里親へ……………

Bさん夫妻は2008（平成20）年2月に里親に認定されました。志望の動機について、Bさんは公判で「社会貢献をしたいと思っていた」と語りましたが、申し込み時の志望動機には「実子でない子を預かることで、自らも成長し、家族の和が深まる」と書いてあったそうです。Bさん夫妻には小学校高学年（当時）の息子がいますが、寮のある学校に入っていて、週末だけ自宅に帰っていました。

Bさんは里親になる前、ファミリー・サポートをしていて、保育士の資格も持っていました。保育士の勉強をする過程で里親制度を知り、「自分も里親になれるのではないか？」という気持ちを抱いたそうです。実家の母親は「よそのお子さんを預かるのは難しいから」と反対しましたが、Bさんは「大丈夫」と答えたと言います。

注：ファミリー・サポートとは

自治体が行っている子育て支援のひとつ。ファミリー・サポーターの資格を得た人が、保育所や幼稚園に子どもを迎えに行き、その子の親（保護者）が帰宅するまで自

宅で預かる、または保護者の病気や急用などの場合に子どもを預かる仕組み。



大阪地方裁判所

2 3週間の予定が1年に……………

認定から3ヵ月後、Bさん夫妻に4歳の女の子が委託されました。当時、大阪市の一時保護所が満杯だったため、ファミリー・サポートの経験があるBさんに話があったようです。委託の理由は実父の病気、体調不良でした。

当初の予定は3週間。しかし、「父親の状況が良くならない」という理由で、児童相談所は「もう少し」「もう少し」と延長。結局、1年後に重傷を負うまで、女の子はBさん宅に預けられていたのです。

3 女の子の状況……………

被害に遭った女の子は非常に小柄で、彼女を見た人は「4歳なのに2歳児に見えた」と話します。

公判で証言したBさんの夫によると、女の子の歯はほとんどが虫歯で、食が細く、食べ物を欲しがりませんでした。舌の動かし方がうまくできず、ほんのひと握りのご飯を飲み込むまで1時間もかかったそうです。

寝つきが悪く、お風呂が苦手で、ぬるいお湯も「熱い!」と言い、洗髪のために頭からお湯をかけられると泣き叫び、床にひっくり返って暴れました。注意すると凍りつき、何も聞こえず何も言わないというフリーズ状態が何時間も続いたと言います。

注意するのは妻のBさんが多かったため、女の子はBさんを見無視したり、プイッと顔をそむけるようになりました。一方、夫にはよく懐いたため、Bさんは、疎外感と嫉妬を感じるようになりました。

児童相談所から子どもの特性についての説明はありませんでした。Bさん夫妻は「赤ちゃんを初めからやり直しているのだろう」と考えていたそうですが、養育の負担感は増していきました。

4 見逃されたSOS……………

Bさんは、児童相談所に女の子の日々の様子を定期的に報告し、叩いてしまったことも打ち明けました。しかし、有効なアドバイスは得られなかったようです。公判で弁護士から「相談して、困難さが解

決できましたか?」と聞かれたBさんは、小さい声ながら「できませんでした」と即答しました。養育の大変さを伝えたとき、担当の児童福祉司は「いつものBさんなら大丈夫」と励ましたそうです。その言葉によって、Bさんはかえって相談しにくくなったのではないのでしょうか。

Bさんと同じマンションの住人は「9月頃から、小さい女の子の泣き声が早朝や深夜にも頻繁に聞こえるようになった」と、新聞の取材に答えています。12月、Bさんは児童相談所を予約なしで突然訪れ、「私には反応しないが、夫には甘える」「自宅2人きりになると煮詰まってしまう」と訴えました。けれども、「里親はくよくよ悩まないほうがいい」と言われてしまいます。

児童相談所の家庭訪問は、翌09年1月末。事件直後の新聞には「児童相談所は1月までに5回の家庭訪問をした」と書いてありましたが、弁護士によると、定期的な家庭訪問は結局2回だけ。レスパイト・ケアも紹介しなかったようです。

Bさんは3月から女の子の頭や背中を素手で激しく叩くようになり、下腹部への虐待(性的虐待)へと進んでいきました。その3月には、Bさんが前年11月に隣の区の保健福祉センターに匿名で相談したことが、児童相談所に情報提供されています。けれども、児童相談所がBさんに連絡したり、家庭訪問をすることはありませんでした。

弁護士は「児童相談所に養育の苦しさを訴えても理解してもらえず、困難さが改善されなかったため、それが虐待につながった」と主張しました。しかし、裁判官は「児童相談所の対応は不十分だったが、本件には直結しない」と断じ、懲役3年・執行猶予5年の刑を言い渡しました。Bさんは事件直後から、幻聴や幻覚、かい離障害に悩まされ、現在も通院と投薬を続けています。

共通点と問題点

公判のときに見たAさんもBさんも、自分の犯した罪の大きさに押しつぶされそうでした。なぜ、このような結果に至ったのか? 私の考える問題点をIに、ふたりの共通点をIIに挙げてみます。

【I 制度運用上での問題点】

- 委託前に子どもの心理判定がなされていない。

- 子どものアセスメント（見立て）が不十分。委託後の見直しもなかった。
- マッチングが安易。
Aさんの場合は既に兄が委託されていたことで、Bさんの場合は一時保護所が満杯だったことから、子どもが委託された。
- 委託直後の難しい時期に手厚い支援がなかった。
- 里親に、子どもの情報を知らせていない。
知らせていたら、養育のヒントになったり、児童相談所以外の窓口相談するときの助けになったかもしれない。
- 養育に困ったとき、児童相談所に相談しても求める情報を得られなかった。
- 「レスパイト・ケア」が示されなかった。

【II ふたりの共通点】

- 資格を持っていた。
Aさんは幼稚園教諭、Bさんは保育士といった子育てに関わる資格を持っていた。それで児童相談所が「安心して預けられる」と評価した可能性がある。しかし、あるベテラン保育士は私に「仕事で子育てすると、家庭の中で子どもと向き合うのは違う」と語ってくれた。
- 子どもの行動が理解できない。
Aさんは子どもが突然泣き出し、長時間泣きやまない理由が、Bさんは子どもがパニックやフリーズを起こす理由が理解できず、心理的に追い詰められていった。
- 生真面目な性格
真面目な人は「自分がやらねば」と思いこみやすい。2人とも、裁判官から「なぜ、子どもを返さなかったのか？」と問い質されたが、生真面目さゆえに途中で放り出すことができなかったのではないだろうか。
- なかなかSOSを発しない。
2人とも児童相談所から“真面目で教育熱心な里親”と高く評価されていた。そのため、養育に戸惑ってもSOSを出しにくかったのではないかと。しかも、AさんとBさんがようやく発したSOSを、児童相談所は見逃してしまった。
- 夫が相談相手になっていない。
Aさんの夫は、家事や育児など家の中のことは妻にまかせきりだった。Bさんの夫は妻の逮捕後、新聞の取材に対し、「状況がよくわからず、何も

言えない」と話した。2つの家庭とも、夫が日常的な相談相手として機能していなかった。

○気軽に相談できる人がなかった。

Aさんの場合、夫の父親が「兄と妹は一緒に育つべき」という考えを持っていた。Bさんの場合は、実家の母親が里親になることに反対したため、援助を求めることができなかった。

再発防止のために ——待つことの重要性

AさんとBさんに委託された女の子は、どちらも年齢相応の発達をしていませんでした。2人は「遅れを取り戻すことが里親の役割」と考え、熱心に取り組んだのでしょう。しかし、どんなに一生懸命にやっても子どもは慣れてくれず、むしろ拒否の姿勢を見せました。「こんなに頑張っているのに、うまく行かない」。その苛立ちが怒りとなって、子どもに対する暴力へと変化していった気がします。

でも、子どもからすると、里親の熱心さが理解できず、重荷だったのではないのでしょうか？ 里親の側は「かわいい」「この子の役に立ちたい」と思っている、子どもにとっては“見知らぬ大人”です。警戒するのは当然でしょう。

私は7年前から、都内の児童養護施設にボランティアとして通っています。そこで学んだのは“待つことの重要性”です。信頼関係ができていない状態で子どもにいくら教えようとしても、子どもは言うことをききません。なぜなら、子どもは好きな大人の言うことは聞かず、その行動を真似ようともしますが、嫌いな大人からは逃げるからです。

だから、急に近づかないで、受け入れ態勢を保ちつつ、子どもが自分を好きになってくれるまで待つ。それが大事だと、私は学びました。AさんとBさんに足りなかったのは、子どもを信じてじっくり待つ姿勢だったかもしれません。

なお、Bさんが性的虐待をしてしまった理由は、裁判でも明らかになりませんでした。私自身は「Bさんも性的虐待の被害者だったのではないかと」思いましたが、本当のところはわかりません。

心に闇を持つ人がその自覚がないまま、里親を希望することもあるでしょう。これについては、認定登録の過程でカウンセリングを取り入れるなど、何らかの対処が必要だと思います。

児童養護施設による 里親支援の取り組み



児童福祉法の改正によって、2009年度から里親支援を民間でも行えるようになりました。今回、児童養護施設「中心子どもの家」が行っている里親支援を紹介します。

神奈川県相模原市 「中心子どもの家」の施設長 曾我幸央さんのお話

「中心子どもの家」のある相模原市は、昨年4月に政令指定都市になりました。相模原市が政令指定都市になる前は、隣の大和市の里親さんと一緒に里親会の活動を行ってきましたが、政令指定都市になったことで所管がわかれ、現在では相模原市内の里親さんのみが「さがみの里親会」として活動しています。児童相談所（以下児相）も、4月より新たにスタートしたところですから、福祉司さんの経験も浅く、まだまだこれからです。これまで培ったノウハウを活かしながら、今まで以上に、神奈川県に負けないくらい里親支援を行っていきたいと考えているところです。

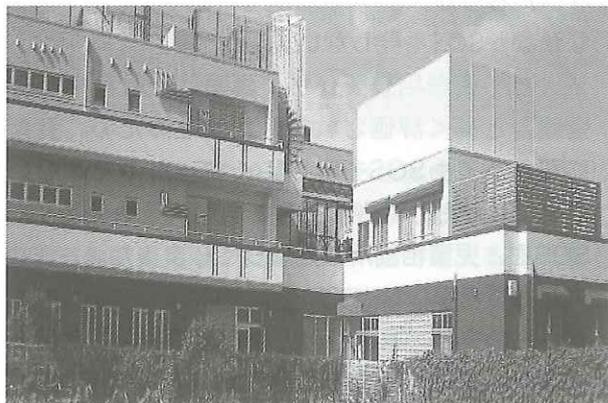
「さがみの里親会」では毎年恒例の宿泊研修を行っています。私たちが施設の職員や児相の職員も研修に参加します。昼間は勉強会やレクリエーション、夜は遅くまで、里親、家庭養育支援センター（施設）、児相の職員が本音を語り合います。神奈川県では、里親、家庭養育支援センター、児相がとても良い関係を築けています。

1. 「中心子どもの家」の使命と信念

「中心子どもの家」は、平成17年に全国の児童養護施設で、はじめて「ISO(国際品質規格)」の認証を受けました。業務を標準化（全職員が子どもに対して同じ対応ができるという意味）して、職員によってやり方が違うといったことがないようにし、子どもたちが一律にサービスを受けられるようにしました。また事故が起きた際は、原因分析を徹底的に行ない、再発防止に努めています。年に2回、内部監査というものがあり、不具合があれば、継続的改善が行われています。法人の信念に地域との協働があり、地域活動には積極的に関わっています。

2. 「家庭養育支援センター」の取り組み

神奈川県にはもともと、施設による里親支援として「家庭養育センター（以下センター）」が設置されてきました。現在5つの行政区に分かれてセンターが設置され、里親支援に取り組んでいます。センターの里親支援事業の主な内容は、里親の養育相談や、里親会活動の側面的支援、里親の開拓・養成です。新規里親の開拓のために、児相、里親会、センターが協働して巡回相談を行っています。また、市でも広報紙の1面を使って啓発活動を行いました。その他、センターのHPにも里親のページがあり、里親の啓蒙を行っています。ここ数年は、里親相談員が出向いて、公民館や児童センター、主任児童委員の集まりでチラシを配布し、説明を行っています。その成果として、2010年度は7組が認定前の研修を受けることになっています。認定前研修後、審議会の認定があるまで、施設に半年間通い、ボランティアをしながら勉強される方もいます。認定前研修は2日間程、実際に子どもたちのユニット（生活空間）に入り、研修をしてもらいます。里親の研修は、そのときに関わった子どもにとって印象が強いよう



児童養護施設「中心子どもの家」



で、里親になってからもボランティアとして子どもとの交流が続いている方もいます。

研修の際に子どもとの交流が明らかに苦手な方の場合は、何度も来てもらう、あるいは、児相の人にもその方の様子を見てもらって、里親になることを考え直してもらうこともあります。認定前研修は、子どものことをより理解してもらうということや、里親としての適性を見極める意味でも、有効だと思います。

3. 「3日里親」のガイドライン

「3日里親」は、神奈川県独自の制度で、現在は通称で「フレンドホーム」と呼んでいます。長期休みに、施設から里親宅に子どもが短期宿泊し、家庭体験をするものです。

以前、職員が里親宅を訪問すると、里親さんから苦情を言われることがありました。これを機にガイドラインを作成することにしましたが、作成前に、県下の里親さんにアンケートを実施したところ「施設によって対応が違う」「子どもの靴下に穴があいている」「里親が子どもを連れて施設に戻った時に担当職員がなくて、子どもの様子などが伝えられない」など、様々な問題がでてきました。そこで施設によって異なる対応を統一するために、私たちのセンターが中心になってガイドラインを作りました。

ガイドラインの冊子には「パジャマを持参する」など具体的な項目をあげ、受診券、交流記録（施設での様子、里親宅での様子を交互に書く）、対応する職員の自己紹介も入れてあります。施設から子どもの情報をしっかりと伝えるようにしています。委託中に困ったことがなかったか聞くようにし、里親さんの要望や希望など、施設が里親さんの意見を確認できるようにしました。子どもを送迎する際、施設職員が里親宅を訪問し、直接話を伺うこともあります。

4. 「ふれあい交流事業」

「ふれあい交流事業」は、神奈川県の9つのセンター主催の地引網で、茅ヶ崎海岸に施設の子どもたちと新規登録をした里親を集め「ふれあい研修」を兼ねて、実施しているものです。毎年恒例で、里親、施設の子ども、職員、児相の職員等100名以上が集まります。

その他、各センターにはいろいろと特色があります。「中心子どもの家」では、地域交流行事として「秋祭り」があります。「秋祭り」には、里親会がバザーや催しを企画して、参加してくれています。今



「中心子どもの家」施設長 曾我幸央氏

年はバザーの他、地域の子どもたちに向けて人形劇もしてくれました。里親会行事にも、新年会、夏の招待行事、宿泊研修などがあり、施設の職員や子どもたち、児相の職員も一緒に参加し、楽しく過ごしています。

5. 支援の輪を広げる取組み

ある里親さんから「施設には招待行事がたくさんくるけど、里親にはこない」と聞き、主催者に掛け合い、里親家庭も招待行事と一緒に参加できるようにしました。過去には、劇団四季ミュージカル招待、ポリショイサーカス招待、プロ野球招待、音楽鑑賞招待などがあり、里親家庭も一緒に参加しています。

以前、横浜にある「大橋ボクシングジム」より世界チャンピオン・川嶋勝重選手からボクシングを直々に教えてもらうというイベントがありました。当時、施設に荒れていた子どもがいたので、その子どもに他人に暴力をふるわないことを、川嶋選手からマンツーマンで教えてもらいました。手袋に「絶対に暴力はしない！」と書いて、川嶋選手と約束しました。それ以来、その子はイライラすると、手袋をはめて約束を思い出し、暴力をふるうのをじっと我慢するようになりました。その後も、その子どもをはじめ、里親家庭の子どもも世界戦に何度か招待してもらい、試合前に選手に会って激励するという交流が、今でも続いています。その内の1人は現在、「大橋ボクシングジム」に通っています。

また、あるパチンコ店では、店内に大きな箱を設置し、景品のお菓子を寄付としていただいております。多い時には400kgを超えるお菓子を届けてくれます。いただいたお菓子を里親会の行事の時に使ってもらうこともあります。

6. 里親からの施設への支援

「中心子どもの家」では、里親さんに法人の評議委員や第三者委員として運営に携わっていただい

います。この夏休みには、子どもたちと面接していただき、助言をいただくなど、気兼ねなくアドバイスをしていただきました。

また、施設の集団生活で行き詰まった子どもを里親さんをお願いして、子どもの問題を改善した事例がいくつかあります。下級生や上級生に命令して万引きをさせたり、他児に暴力をふるったりする難しい小学生がいました。その度に、施設内で指導しますが、なかなか改善できません。一時は措置変更も考えましたが「この子の問題の要因はどこからくるのか」を考えたとき、彼は保護者との関係が希薄で家に帰れない子どもだということに思い当たりました。

これからも「中心子どもの家」で生活していくために、彼の面倒をみることができる里親さんを探し、お願いしました。難しい子どもですが、とにかく可愛がってくれ、その子も里親さんの所に帰るのが楽しみになりました。施設でも彼のよいところを見ていこうと職員と一緒にマラソンに取り組みました。その結果、暴力や万引きが減り、中学生になると問題がほとんどなくなりました。現在では相模原市の陸上大会で優勝するなど、陸上部のエースとして活躍しています。

ですから、私たちは里親支援を行っている一方で、実は施設も里親さんから支援を受けているという関係です。

7. 地域の子育て支援

社会的養護のノウハウを活かし、施設と里親さんが一緒になって地域の若いお母さん、お子さんを対象に「おもちゃばこ」という名前の親子サロンを実施しています。最初は独自に始めましたが、今では、社会福祉協議会が予算をつけてくれています。里親さんに、人形劇をしてもらったり、物語を話してもらったりすることもあります。近隣の保育園児も加わると、総勢40名くらいになることもあります。時間は午前10時半から11時半迄ですが、今ではサロンが終わったあと、皆で食事を持ち寄るなど、交流の輪も広がっています。若いお母さんたちがサロンに来ることで、施設や里親のことを知っていただくよい機会にもなっています。

8. 課題

近年、施設にも発達障がいを持った子どもや、虐待等の影響により対人関係がうまく結ばず不登校になってしまう子どもが、大変増えてきています。里親さんも施設同様、難しい子どもを養育しているため、里親さんだけの対応では行き詰まることもあります。学校や地域の理解を得るための支援や子どもに対する医療面の支援、里親さんへの精神的サポートも必要だと思います。

報告 ● 森 和子 (文京学院大学准教授)

「中心子どもの家」と「さがみの里親会」

— 「さがみの里親会」会長 前田誠一さんに聞く

相模原市の里親会「さがみの里親会」会長、前田誠一さんは、昭和62年に里親になりました。会長になったのは相模原市が政令指定都市になる2年前からです。前田さんに「中心子どもの家」と「さがみの里親会」の関係についてお話を伺いました。

「中心子どもの家」は、相模原市で唯一の児童養護施設ですので、里親会とはとても関係が深いし、大変お世話になっています。「さがみの里親会」では、会の活動を行うときには、「中心子どもの家」の会議室を使わせてもらい、事務局もお願いしています。「中心子どもの家」は、行政から委託されている「家庭養育支援センター」の他に、ボランティア的に里親会の事務局もやってくれています。

「親子サロン」では、里親が近所の子もたちや施設の子もたちと遊ぶ良い機会になり、続けて参加することで長期委託へとつながることもあります。ただ、発達障がい児・被虐待児などの難しいお子さんを里親が預かることも増えてきています。そのため里親への支援がより必要になっていると感じ

ています。

法律での位置付けなど、児童相談所と里親では対等とは思えないことが多くあります。また一般的に、里親は子どもに対するメンタルな知識や対処方法などは、児童相談所や施設に比べて不足していますし、子どもの育った環境などの情報も児童相談所から教えていただける範囲です。従って、ごく限られた部分についてだけの対等だといえると思います。

ただ、私たち里親と相模原市児童相談所や「中心子どもの家」との関係は、子どもの養護という観点では、できるだけ対等に協力して取り組んでいますので、大きな課題とはなっておりません。とはいえ、里親もこれからより勉強していく必要があると思っています。

取材 ● 三輪清子

家庭的養護の 現状と 行政の取り組み

厚生労働省の最近の資料から、里親制度に対する現状や行政の今後の取り組みなどをご紹介します。
(木ノ内博道)



◆社会的養護と里親制度

まず、社会的養護の現状ですが、平成20年10月1日現在の対象児童は約4万7千人。これには情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設も含まれます。それらを除くと、乳児院に2995人、児童養護施設に30451人、里親家庭に3870人（ファミリーホーム含む）の合計37316人です。里親家庭で暮らしている子どもは10.4%に過ぎません。

里親数については登録里親数が7808世帯、委託里親数が2727世帯。登録里親数に比べて委託里親数が少なく感じられますが、必ずしも“未委託”里親が多いというわけではなく、介護などの事情があって今は預かれない里親や養子縁組はしたが里親会に入っていたい、などの理由で里親になっている人たちも多いのです。



◆虐待を受けた児童の増加

全国の児童相談所に寄せられた児童虐待に関する相談件数は児童虐待防止法施行前の平成11年に比べて、平成21年度は3.8倍（44221件）に増えています。

里親家庭に委託されている子どものうち31.5%が虐待の経験があるという数字がでています（平成20年2月1日現在）。ちなみに児童養護施設の場合には53.4%が虐待経験のある子どもです。

虐待を受けた子どもが急増し、これへの対応として、養護の量の確保と質の向上が求められています。



◆障がいなどのある子どもの増加

社会的養護を必要とする子どもで、障がいなどのある子どもが増えているのも近年の特徴です。たとえば、平成10年には要保護児童の10.3%が障がいなどをもっていましたが、平成15年には20.2%、平成20年には23.4%に増えています。

それは里親家庭でも同じで、平成10年に8.9%、平成15年に12.6%、そして平成20年には18.0%に増えています。

里親家庭に委託されている障がいなどのある子ども743人（平成20年度）。その内訳は、身体虚弱（12.8%）、肢体不自由（3.4%）、視聴覚障がい（4.6%）、言語障がい（3.7%）、知的障がい（32.2%）、てんかん（3.5%）、ADHD（7.5%）、LD（2.5%）、広汎性発達障がい（10.1%）、その他の心身障がい（20.4%）となっています。



◆施設の小規模化と家庭的養護の推進

厚生労働省は施設養護の形態をできるだけ小規模化し、家庭に近付けようとしています。

現在、乳児院は全国に121か所、3124人が入所しています。また児童養護施設は569か所、30695人が入所しています。

これらのうち、小規模グループケア（本体施設において小規模なグループケアを行う）は平成21年度に458か所あるものを平成26年度に800か所（乳児院含む）に増やし、また地域小規模児童養護施設（本体施設の支援のもとに地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う）は平成21年度に190か所あるものを平成26年度には300か所に増やそうとしています。

小規模住居型児童養育事業＝ファミリーホーム（養育者の住居において家庭的養護を行う）は平成

21年度に53か所あるものを平成26年度には140か所に増やそうとしています。

また、里親については養育里親6970世帯を平成26年度には8000世帯に、専門里親495世帯を平成26年度に800世帯に増やす目標を立てています。

里親等（ファミリーホーム含む）への委託率は10.4%（平成21年3月末）ですが、平成26年度にはこれを16%にする目標を立てています。



◆諸外国における里親委託率の状況

ところで外国の里親委託はどうなっているのでしょうか。制度が異なるので単純な比較はできませんが、「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」（湯沢雅彦・平成13・14年厚生労働科学研究）によると、主要12カ国のうち最も里親委託率の高いのはオーストラリアで91.5%。次いでアメリカ（76.7%）、イタリア（62.1%）、シンガポール（62.0%）、イギリス（60.0%）と続きます。日本の委託率6.0%（当時）とは大きなひらきがあります。



◆都道府県別の里親委託率の差

里親委託率は、前述したように全国平均では10.4%ですが、自治体によって格差の大きいのが特徴です。

最も里親委託率の低いのは高知県（3.2%）で、最も高いのは新潟県（33.7%）です（平成20年度福祉行政報告例）。※下図



◆里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題を各都道府県市へのアンケート結果からみると、大きくは次の4項目があげられます。

①登録里親確保の問題

・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な

都道府県別の里親委託率の差

都道府県別里親委託率（平成20年度）



登録里親が少ない。

- ・里親の希望する条件（性別・年齢・養子縁組可能性など）と合わない。

- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親が限られている。里親の養育技術向上。

- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。など

②実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設なら同意するが、里親の場合は同意しない）など

③児童の問題の複雑化

- ・発達障害など児童の抱える問題などが複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている。など

④実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関われない。

- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。

- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児童相談所の情報共有が必要。

- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択するなどの問題。など

それでは里親委託を推進する取り組み例としてはどんなことがあげられているのでしょうか。大きくは次の4項目があげられています。

①広報・啓発

- ・市区町村と里親会の連携を強化

- ・里親や子どもによる体験発表会（里親の実情を知ってもらう）

- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業。など

②実親の理解

- ・「里親は養子縁組を希望する」というイメージが強いため、養子縁組を前提としない養育里親の普及を進める。

- ・実親の理解が得られやすいファミリーホームへの委託。など

③里親の支援

- ・里親交流会でそれぞれの体験談を語り、里親同士のコミュニケーションを深める。

- ・里親の孤立化を防止、訪問支援。

- ・里親研修、養育技術の向上。

- ・地域の子育て機関との連携を進めることで、里親により養育環境をつくる。など

④実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実。

- ・里親会の強化。

- ・児童相談所における里親担当職員の増員。など

- ・里親委託のガイドラインの策定。

- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める。

- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童の掘り起こし。など
となっています。



◆里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業は、大きく2つに分けられます。一つは「里親制度普及促進事業」で、1都道府県市

当たり補助基準額は396万3千円。業務の内容は

- ・普及促進（里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親などを開拓する）。

- ・養育里親研修（養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する）。

- ・専門里親研修（被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う）。

もう一つは「里親委託推進・支援等事業」で、こちらは事業を実施する支援機関ごとに補助金が出ます。一か所当たりの補助基準額は742万4千円。業務の内容は

- ・里親委託支援など（子どもと養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進）。

- ・訪問支援（里親家庭に訪問し、子どもの状態把握・指導等を行う）。

- ・相互交流（里親希望者等が集い、相互交流により養育技術の向上を図る）。

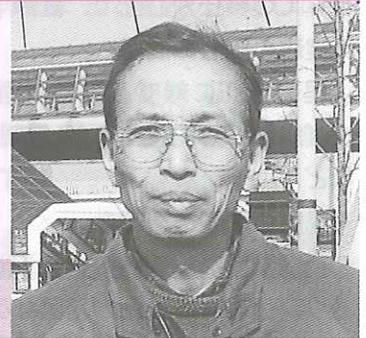
なお、里親支援機関の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市で、里親会や児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO法人などに業務の委託が可能です。

全国里親会 が 要望書

児童虐待防止・親権制限問題について

児童虐待の増加に伴い、それを防止する目的で親権に制限を加えようとする動きがある。その動きにあわせ、全国里親会でも親権のあり方について検討し、要望を出していこうということになり、親権問題委員会を設置し活動を行ってきた。委員長の青葉紘宇さんにお話をうかがった。

(平成22年12月6日 聞き手・木ノ内博通)



interview 青葉紘宇さんに聞く

—里親会が親権問題を考えていく、その発端になったのはどういうことですか。

平成21年の6月に、法務省の研究会が親権についての検討を始めたという報道があって、社会的養護の世界からもきちんと要望していくことが大事ではないかと話し合いました。全国里親会の理事会・運営委員会に諮ってもらい、委員会を立ち上げたわけです。

—取り組みは速かったですね。

法務省の研究会が平成22年の1月には結論を出したいと言っていましたので、9月くらいには全国里親会として方向性を出して、要望していきたいと考えていました。まずは暫定的な要望でしたが、平成21年の9月に1回目の要望書を提出することができました。

—反応はどうだったんですか。

相手が研究会ですから、要望を提出したり回答したりという間柄ではない位置づけでした。それに虐待防止のための研究会にどのような意見を出すのが半信半疑にも思われたようです。私たちは親権制限が成立した後、親権の空白部分を補う役割があることを主張しました。それに、里親は親権との狭間で子育てしにくい経験を持っていますので、その点も主張していくことにしました。

—その後も活動を続けましたね。

9月の提出までに里親仲間とのやり取り、全国里

親会のメーリングリストへの問題提起、首都圏での集会などを経て、里親が親権問題で困っている事例を集めながら案をまとめました。平成21年の8月に行われた第4回ファミリーホーム研究全国大会では、里親の考え方として話題に出していただきました。その後も幾つかのブロック会議で親権をテーマにして論議もしていただきました。

結論としては、“養育里親は親権を求めない”という方向を確認しました。実は、これはこれまでの全国里親会の方針でもあったのです。全国里親会の前・渥美節夫会長はずっと親権を求めない立場をとってきました。里親が親権を取得することによって、「育て上げた後までも里子の人生に責任が持てるのか？」という問いが出発点にあった訳です。

—熱心な里親の間では親権を代行させろ、という意見もあるかと思います。いかがですか。

思いとしてはあるかも知れませんが、親権は非常に責任の重いものです。一時の情熱や善意で判断するのは早計だと思います。本当にそう思うなら、養子縁組の道を選ぶこともできるからです。もちろん、ケースによって事情は異なることもあるでしょうが。

—話は前後しますが、平成22年の1月に研究会は結論を出したのですか。

出ました。それを受けて4月に法務大臣が正式に諮問しましたね。動きは二つあって、法務省は民法上の問題として検討する。もう一つは厚生労働省が児

童福祉法の改正で親権の制限を検討するものです。

——厚生労働省の「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」には7月に要望書を出しましたね。

ええ、廣瀬清蔵・全国里親会会長名で要望をしました。9月には「法制審議会・児童虐待防止関連親権制度部会」に対しても要望しました。

——要保護児童の親権問題といえば、児童養護施設も同じ問題を抱えていると思いますが、施設はどうだったのですか。

ええ、全国児童養護施設協議会（全養協）に連携をもちかけたところ、認識は同じでした。施設での多くの事例を教えてもらうことができ、とても参考になりました。こうした動きに法制審議会のほうも強く関心をもっていただきましたし、厚生労働省の専門委員会に呼ばれて意見を述べることもできました。それなりの成果はあったと思っています。

——どのような考え方になったんでしょうか。

最初に述べた通り、虐待防止の問題そのものは里親とは直接関係しませんが、里親会が主張している分野は「親権代行をだれが行うのか、未成年後見人をどう活用するか」がテーマです。親のない子どもには未成年後見人をつけることが児童福祉法にも定められています。ですから、親権代行者と里親は二人三脚でやっていく姿を目指したいと思っています。

——未成年後見人に誰がなるかは難しい問題のように聞いていますが。

そうなんです。未成年後見人に児童相談所長がなるべき、という意見もあるのですが、それには反対です。措置決定する人が後見人になるというのは矛盾しますし、児相長は異動します。まだ明快な結論には至っていません。

——平成14年の児童福祉法改正の時だったと思うのですが、施設長とともに里親にも教育権や監護権と言った親権の一部が代行できるようになったわけですね。

間違えやすいところですが、現在の児童福祉法では、親がいる場合は施設長と同様に親権の一部を代

行することができます。ただ、親のいない子どもについては、施設長は代行できるが、里親については触れてないんです。この記述のない表現が里親の現実を物語っています。

——子ども手当は親権と関係があるんでしょうか。

できるだけ分かりやすい議論をしていこうと思っています。親権で検討を進めて到達した考え方「現に養育している人が養育しやすいようにしてほしい」と言うことで、手当は現に養育している人に支給されるべきと考えています。

——ほんとうにそう思います。法制審議会からの答申は間もなく出そうですね。今日は、お忙しいなかありがとうございました。

➔要望のポイント

- ①親のいない子ども等については、未成年後見人をつけることを義務化する。後見人の確保など実施にあたっては、法人後見を採用するなど使いやすい制度にすること。
- ②携帯電話の契約・予防接種などの日常的な行為は、現に養育に当たっている者が対応できるようにすること。将来に大きな影響を持つ事案は、公的機関の関与を条件とすること。
- ③18歳から20歳までの若者について、進学・就労先の決定、アルバイトの契約、預貯金口座の開設など生活に不可欠な行為は、若者自身ができるようにすること。

※この後、平成22年12月16日付の新聞各紙が報じていますが、法務大臣の諮問機関である法制審議会の部会は、民法を改正して親の介入を排除できる環境づくりを支援する要綱案をまとめ、平成23年2月に正式に答申を行うとしています。

具体的には、一時的に親権停止のできる規定を定めて虐待をする親から子どもを引き離しやすくする。親権停止は最長2年とする、などが盛り込まれています。



里親家庭の子どもたちのための進学情報

～親が育てられない子どもたちが未来への夢と希望を実現するために～

竹中勝美（東京都養育家庭）

生後すぐに乳児院に入所し、2歳10ヵ月で我が家に来た子どもが半年たったころ、「おとうさん、なんで早く（迎えに）来なかったの？」といました。「ごめんね、迎えに行くのが遅くなってごめんね」と抱きしめながら涙が出てきました。

5歳になったころ、「ぼく、何歳までこの家にいられるの？」と聞いてきました。「18歳までいられるよ。大学行くのなら、大学出るまでいいからね」と答えました。

“ほんとは、何歳までいられるのだろうか……？”

実は私も、答えながらも疑問を持っていました。そして、こんなに小さな子どもでさえ、自分の未来に対する漠然とした不安を抱えていると思うと、切なくなりました。

その後、看護専門学校で学生相談係長に異動になり、奨学金事務や学費免除事務、進学・就職相談などの仕事をするようになりました。

仕事の中で、さまざまな奨学金制度があることを知り、その資料をパワーポイントにまとめ、里親会の勉強会などで紹介してきました。この記事が里親家庭で育つ子どもの進学の一助になれば幸いです。



I. まず、学費免除制度を活用しよう

大学や専門学校（以下「大学等」と記述）などに進学する際に、“奨学金”と考えがちですが、まずは、学費免除制度があるかどうかを調べましょう。多くの国公立大学等や一部の私立大学等には学費免除制度があります。学生の世帯収入や成績により、授業料の一部免除から半額、全額免除まであります。また、授業料だけでなく、入学金の減免制度のある大学等もあります。

① 資生堂児童福祉奨学制度協力校

協力大学（含専門学校）のいずれかに、資生堂児童福祉奨学生（後述）として入学した場合は、資生堂奨学金とは別に、授業料の支給または免除等の助成が受けられます。

愛知東邦大学（愛知県名古屋市）、和泉短期大学（神奈川県相模原市）、埼玉純真短期大学（埼玉県羽生市）、昭和女子大学（東京都世田谷区）、白梅学園大学・白梅学園短期大学（東京都小平市）、慈恵福祉保育専門学校（愛知県岡崎市）、中部学院大学・中部学院大学短期大学部（岐阜県関市）、豊橋創造大

学短期大学部（愛知県豊橋市）、新島学園短期大学（群馬県高崎市）、日本社会事業大学（東京都清瀬市）、北陸学院大学（石川県金沢市）、山口福祉文化大学（山口県萩市）、ルーテル学院大学（東京都三鷹市）

② 協力校の学費免除の例

山口福祉文化大学では、入学金、1・2年次授業料・施設整備費・維持費が全額免除、3・4年次は授業料が半額免除となります。

II. いわゆる「奨学金」にもいろいろある

多くの方は、“奨学金”とひとくくりに考えていますが、いわゆる“奨学金”にもさまざまなものがあります。

欧米では、返済不要のものを奨学金（スカラシップ）と呼び、返済を要するものは“学貸ローン”と区別しています。日本では、残念ながら返済義務のない給付型奨学金は少なく、返済義務のある「貸与型奨学金」が大半です。

しかし、貸与型奨学金でも、卒業後の勤務状況によっては、返済免除されるものもあります。

自治体等の奨学金などでは、地域が限定されている場合もあるので注意が必要です。

また、在学学生に対する独自の奨学金制度を設けている大学等もありますので、進学する大学等の奨学金情報の収集も必要です。

III. 返済不要の給付型奨学金を活用しよう

里親家庭の子どもたちの受けられる返済不要の奨学金は、最近数が増えてきました。しかし、児童養護施設の子どもたちも対象であるため、倍率が高く、必ず受けられるという保証はありません。

① 雨宮児童福祉財団修学助成

大学・短大・専門学校の入学金を助成。（財団法人雨宮児童福祉財団）

② 児童福祉友愛互助会基金（西脇基金）

東京都の里親家庭等の児童に対し、大学等に進学した際の学費の補助として月額3万円支給。（東京都社会福祉協議会）

③ 資生堂児童福祉奨学金 ※協力校制度あり

将来児童福祉分野での活動を目的として大学、短期大学、専門学校へ入学する方へ、授業料の一部負担金として年間50万円を4年または2年間支給。5名程度。（財団法人資生堂社会福祉事業財団）



④児童養護施設（里親家庭）の高校生進学応援金

大学等の入学金、施設設備費など100万円まで支給。20名程度。（朝日新聞厚生文化事業団）

⑤JX児童養護施設・母子生活支援施設・里親家庭奨学助成

新入学生に10万円を助成（JX童話基金）

⑥エキスパート児童福祉支援協会育英奨学・自立支援資金制度

進学の支度金として一人 15 万円支給。140名。（NPO法人エキスパート児童福祉支援協会）

⑦施設や里親家庭で暮らしている若者への入学支援金

大学等へ入学時に納める費用の上限50万円まで支給。2名程度。（日本子ども虐待防止学会）

⑧PMJフォスターファミリー奨学助成

関東甲信越静岡の里親家庭が対象。進学した学校の授業料援助として、年間50万円を最短卒業年次まで支給。上限5人。（フィリップモリスジャパン㈱）

⑨大学独自の奨学金 ※各大学のHPを参照のこと

例えば早稲田大学のHPによると、学内奨学金（大熊記念奨学金など）が7件、地方公共団体奨学金が39件、民間団体奨学金が183件あり、奨学金情報誌challengeを学部毎に毎年発行している。学内奨学金は、出願5,936名中採用2,616名（2008年度）。学内奨学金の一例「めざせ！都の西北奨学金」は、試験前に申し込み、入学した場合は年額40万円を4年間支給する。予定数500名程度。

IV. 返済免除になる条件付き奨学金も活用しよう

① 看護師等修学資金

（東京都の例）都内の看護師等の養成施設に在学する学生に対し、卒業後都内で5年以上看護業務に従事する意志のあるものに対して月額36,000円を貸与し、都内の指定施設で引き続き5年間看護業務を行った場合、返済が免除される。他に、一口25,000円（二口まで）の返済免除のない貸与もあり、併用可。（いずれも無利子）

※東京都以外にも「看護師等修学資金」貸与制度を導入している自治体はたくさんある。「看護師等修学資金」で検索のこと。

② 介護福祉士等修学資金

介護福祉士・社会福祉士養成施設に入学される方に、在学期間中、学費月額5万円以内の貸与。さらに必要に応じて入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内を無利子で貸与。

5年以上、福祉・介護職として活躍すれば全額返済免除。

③ 自立スタート生活支援事業

現在は、東京都だけの制度。

修学支度資金：高校卒業後、進学する際に初回納入金として要する経費を50万円まで貸付。進学した学校を卒業した場合、返済免除される。

V. 必ず返済しなければならない貸与型奨学金

① 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金

奨学金といえば、「日本育英会」をイメージする方が多いが、日本学生支援機構と組織変更され、奨学金貸与と事業を継続して行っている。

第一種奨学金（無利息）は、高等学校最終2か年の成績が3.5以上などの条件があり、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学の別により、月額45,000円から64,000円まで幅がある。

第二種奨学金（利息付）は、第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与され、3万円・5万円・8万円・10万円・12万円のいずれかを選択する。貸与月額は途中から変更することも可能。連帯保証人がいない場合は、機関保障を利用可（別途保証経費が必要）。

第一種及び第二種奨学金は併用可能。

また、入学時特別増額貸与奨学金として、入学月に10～50万円を増額することができる。

申込みは高校3年の春に在学している学校を通じて行う予約採用と、進学した大学等で申込み在学採用がある。在学採用は、大学等の採用枠が決められていることから、必ず採用される保証はないので、予約採用を申し込んだほうが確実。

② あしなが奨学金

私立大学入学一時金40万円、大学等奨学金の月額4万円が無利子で貸与される。

事務局に確認したところ、「里親家庭の子どもたちも対象にしているので、ぜひ利用してください」とのこと。

VI. 貸与型奨学金は借金であることを自覚すること

日本学生支援機構HPの「奨学金貸与-返還シミュレーション」によると、第二種奨学金を貸与月額12万円、入学時特別増額50万円、機関保証制度利用で申し込むと、大学卒業時に626万円の貸与総額となり、大きな負債を抱えて社会人としてのスタートを切ることになります。

返済は、年利3%で月額35,152円×240回（20年）、総額は8,436,847円となります。

日本学生支援機構によると、平成20年度の奨学金返済の滞納者は計31万人で、滞納金の総額は723億円になります。機構は、一定の期間返済を猶予する一方、期限を過ぎた若者たちに対しては取り



立てを強化し、返済を求めて年間4,000件以上の訴訟を起こしています。

社会的養護の子どもたちの中には、援助慣れし、大金を借りることに抵抗のない子もいます。貸与型奨学金が借金であることを自覚させることも必要です。

Ⅶ. 体力に自信があるなら新聞奨学生

新聞奨学生制度は、新聞配達をしながら大学や専門学校に通う学生に給与以外に奨学金を支給するものです。新聞配達は、朝刊を朝3時半～6時半、夕刊を3時～6時頃に配達し、部数は150部から200部ほどです。他に集金業務があるコースもあります。最終学年には海外研修旅行にいけるなど、それぞれ特徴があります。

学費は全額貸与され、奨学生生活を買徹すると、なんと480万円まで返済免除となります。(読売育英奨学会)

寮やアパートが完備し、朝夕食が出るところが多いので、住まいが無く、体力に自信がある方にはお勧めです。

大学に受からなかったら、専門学校や予備校に通いながら奨学金を受けることも可能です。

詳細は以下の各新聞社のHPをご覧ください。

- 朝日奨学会、毎日育英会、読売育英奨学会、日経育英奨学会、産経新聞奨学会、東京新聞奨学会(順不同)

Ⅷ. 進学するなら、早くから準備をしよう

奨学金の申し込みには期間があり、時期を逃すと申し込むことができません。事前に情報を収集し、早めに要綱を請求しておく必要があります。

- ・返済義務があるのか
- ・返済の免除規定は？
- ・返済義務がある場合、利息は？
- ・重複して申し込むことができるのか？
- ・いつ申し込むのか
- ・いつからお金が振り込まれるのか
- ・奨学金が振り込まれるまでの資金計画は？
- …… etc.
- ・さらに、大学については寮の有無、学費免除、

学内奨学金なども…。

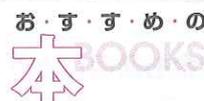
子ども手当が支給されるようになりましたが、子どもと話し合い、手当を大学の進学費用として貯金することも必要でしょう。月額13,000円とすると、0～15歳で約242万円となり、給付型奨学金と合わせて進学費用の大半をまかなうことができます。

日本学生支援機構では、第一種の貸与条件として、「高等学校又は専修学校高等課程の1年から申込時までの成績の平均値が3.5以上」などの学力基準を設けています。他の奨学金や学費免除制度でも、「学力優秀なもの」と規定を設けているところが数多くあります。小学生、中学生の頃から、基礎学力をしっかり付けさせ、高校ではオール3、できれば平均3.5以上の成績をキープしておくことは必要でしょう。

子どもは、未来への希望が見えなければ、勉強しません。小さいころから、大学進学の道もあることを示して、日ごろから勉強する姿勢を身に付けさせることが必要です。その意味で、大学進学の準備は、小中学生のころから始まっているといえましょう。

なお、以下のURLには、この記事よりも詳しい情報を載せています。よかったら、アクセスしてみてください。

<http://foster-family.jp/forchild/guidance.htm>



お・す・す・め・の 学費免除・奨学金で行く大学・大学院 進学・休学・留学ガイド



著者：笠木恵司
定価(税込)：2625円
551頁
発行年月：2007年03月
出版社：ダイヤモンド社

北海道から沖縄まで、全国の大学・大学院の学費支援制度をアンケートし、回答のあった454大学の学費免除、奨学金を掲載。

授業料及び入学金免除、学内奨学金、特待生などのデータは、すべて大学独自の制度です。

訃報

すでにご存じの方も多いと思いますが、庄司順一先生が1月17日に亡くなられました。突然の訃報に接して、本誌編集委員の私たちも驚くばかりです。自ら里親であり、川崎市あゆみの会の会長をされ、里親制度の発展にも尽力されました。庄司先生の存在の大きさを改めて感じています。

ご冥福をお祈り申し上げます。(木ノ内・三輪・村田)

里親だより 第87号

発行日 平成23年2月4日
発行：財団法人 全国里親会
発行人：廣瀬 清蔵 編集人：木ノ内 博道
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856
電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034
<http://zensato.or.jp/>
E-mail info@zensato.or.jp